

議案第 3 2 号

和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社

2 事件の概要

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、市が実施した平成 2 3 年度から令和元年度の放射能対策に要した費用に係る損害賠償請求のうち、相手方が応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案が提示されたものである。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し損害賠償金として放射能対策に要した費用に係る和解金として 6, 4 7 6, 0 0 8 円の支払義務があることを認める。
- (2) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (3) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。

令和 5 年 3 月 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

| 議 案 | 項 数 |
|-------|-----|
| 3 2 号 | 1 |

提案理由（議案第32号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案に基づき和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| 議案 | 項数 |
|-----|----|
| 32号 | 2 |